

新食品表示制度とは・・・

食品衛生法、JAS法、健康増進法の
食品の表示に関する規定を統合した**食品表示法**が
平成27年4月1日から施行されました。
今後は**食品表示基準**に基づき表示をします。

新

食品表示基準

統 合

旧

食品衛生法 5基準
JAS法 52基準
健康増進法 1基準

- 第1章 総則(1条～2条)
- 第2章 加工食品
 - 第1節 食品関連事業者に係る基準
 - 第1款 一般用加工食品(3条～9条)
 - 第2款 業務用加工食品(10条～14条)
 - 第2節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準(15条～17条)
- 第3章 生鮮食品
 - 第1節 食品関連事業者に係る基準
 - 第1款 一般用生鮮食品(18条～23条)
 - 第2款 業務用生鮮食品(24条～28条)
 - 第2節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準(29条～31条)
- 第4章 添加物
 - 第1節 食品関連事業者に係る基準(32条～36条)
 - 第2節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準(37条～39条)
- 第5章 雑則(40条～41条)
- 附則(1条～6条)

経過措置期間

加工食品・添加物・・・5年

平成27年4月1日から平成32年3月31日までに製造され、加工され、または輸入される加工食品(業務用加工食品を除く)及び添加物(業務用添加物を除く)並びに同日までに販売される業務用加工食品および業務用添加物については、現行の表示が使用できます。

生鮮食品・・・1年6カ月

平成27年4月1日から平成28年9月30日までに販売される生鮮食品(業務用生鮮食品を除く)については、現行の表示が使用できます。

島根県食品表示
相談窓口一覧

相談窓口	所在地	電話番号	ファックス番号
松江保健所	690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根3階	0852-23-1317	0852-31-6694
雲南保健所	699-1396 雲南市木次町里方531-1	0854-42-9667	0854-42-9654
出雲保健所	693-0021 出雲市塩冶町223-1	0853-21-1185	0853-21-7428
県央保健所	694-0041 大田市長久町長久ハ7-1	0854-84-9806	0854-84-9819
浜田保健所	697-0041 浜田市片庭町254	0855-29-5575	0855-29-5562
益田保健所	698-0007 益田市昭和町13-1	0856-31-9551	0856-31-9568
隠岐保健所	685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	08512-2-9715	08512-2-9716

主な変更点

* 栄養成分表示の義務化

- 消費者向け加工食品及び添加物の栄養成分表示が義務化されました。
- ナトリウムの量は、食塩相当量で表示します。

① 基本ルール (対象食品の限定なし)	② 任意ルール (ナトリウム塩を添加していない食品)	【参考】 ②の場合の枠の取扱い																														
<table border="1"><tr><td>熱量</td><td>●kcal</td></tr><tr><td>たんぱく質</td><td>▲g</td></tr><tr><td>脂質</td><td>△g</td></tr><tr><td>炭水化物</td><td>■g</td></tr><tr><td>食塩相当量</td><td>□g</td></tr></table>	熱量	●kcal	たんぱく質	▲g	脂質	△g	炭水化物	■g	食塩相当量	□g	<table border="1"><tr><td>熱量</td><td>●kcal</td></tr><tr><td>たんぱく質</td><td>▲g</td></tr><tr><td>脂質</td><td>△g</td></tr><tr><td>炭水化物</td><td>■g</td></tr><tr><td>ナトリウム (食塩相当量)</td><td>◎mg □g</td></tr></table>	熱量	●kcal	たんぱく質	▲g	脂質	△g	炭水化物	■g	ナトリウム (食塩相当量)	◎mg □g	<table border="1"><tr><td>熱量</td><td>●kcal</td></tr><tr><td>たんぱく質</td><td>▲g</td></tr><tr><td>脂質</td><td>△g</td></tr><tr><td>炭水化物</td><td>■g</td></tr><tr><td>ナトリウム (食塩相当量)</td><td>◎mg □g</td></tr></table>	熱量	●kcal	たんぱく質	▲g	脂質	△g	炭水化物	■g	ナトリウム (食塩相当量)	◎mg □g
熱量	●kcal																															
たんぱく質	▲g																															
脂質	△g																															
炭水化物	■g																															
食塩相当量	□g																															
熱量	●kcal																															
たんぱく質	▲g																															
脂質	△g																															
炭水化物	■g																															
ナトリウム (食塩相当量)	◎mg □g																															
熱量	●kcal																															
たんぱく質	▲g																															
脂質	△g																															
炭水化物	■g																															
ナトリウム (食塩相当量)	◎mg □g																															

【栄養成分表示を省略できる場合】

- ①容器包装の表示可能面積がおおむね30cm²以下のもの
- ②酒類
- ③栄養の供給源としての寄与が小さいもの
- ④極めて短い期間で原材料が変更されるもの
- ⑤消費税法第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの
 - * 当分の間、小規模企業者(概ね従業員数が20人以下。商業、サービス業は5人以下)が販売するものも省略できます。

* 原材料と添加物を明確に分けて表示

●従前、加工食品の原材料の表示は、食品添加物以外の原材料と食品添加物に区分し、それぞれ原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載していましたが、新法では「原材料名」、「添加物」の項目を設ける、または、原材料名欄において「/」、「:」、改行などで区切り、原材料と添加物を明確に区分し表示することになりました。

●従前、食品添加物以外の原材料と食品添加物を区分せず記載していましたパン類、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、風味調味料、食用植物油脂も、新法では上記の記載方法により表示します。

* アレルギー表示のルール変更

- 特定加工食品およびその拡大表記が廃止されました。

【例】従前は、「マヨネーズ」と表示すれば、卵の特定加工食品として「(卵を含む)」の表示を省略できましたが、新法では「マヨネーズ(卵を含む)」と表示することになります。

- 個別表示(個々の原材料の直後にカッコ書きする方法)を原則とします。

新法では、「原材料名(〇〇を含む)」、「添加物名(△△由来)」のような個別表示を原則とし、表示面積が狭い場合など例外的に「(一部に〇〇・△△を含む)」のような一括表示が可能です。

* 製造所固有記号のルール変更

- 新法では、原則、製造所固有記号を使用できません。(業務用食品を除きます。)

ただし、同一製品を二つ以上の製造所で製造している場合にあっては、製造所固有記号の使用が可能です。製造所固有記号を使用する場合は、消費者等からの製造所所在地の問い合わせに应答する手段を表示する必要があります。

(乳、乳製品および乳または乳製品を主要原料とする食品を販売する者は、従前と同じく製造所固有記号は使用できません。)

* その他・・・

- 容器包装の表示可能面積がおおむね30cm²以下の小さい加工食品も「名称」「アレルギー」「消費期限または賞味期限」「保存方法」「表示責任者の名称と住所」「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」の表示が必要になりました。
(現行の義務表示項目…名称、内容量、製造者等の名称と住所)

- これまで健康の維持・増進をうたえる食品、は栄養機能食品と特定保健用食品のみでしたが企業の責任で科学的根拠に基づきこれらを表示できる制度として、機能性表示食品制度が新設されました。

- 加工食品と生鮮食品の区分は、従前のJAS法の考え方にに基づき整理されました。

【例】同種混合(牛ロースと牛ももの焼肉セット) ⇒ 生鮮食品
異種混合(牛ロースと豚ロースの焼肉セット) ⇒ 加工食品

変更のイメージ

一般加工食品について

旧法に基づく表示(例)

名称	焼菓子
原材料名	小麦粉、砂糖、ショートニング、加糖練乳、卵、食塩、膨張剤、乳化剤(大豆由来)、香料
内容量	100g
賞味期限	箱の◇◇に記載
保存方法	直射日光、高温多湿を避け保存
販売者	●●食品株式会社 ◆ 島根県〇〇市〇〇 △番地

製造所固有記号を用いて製造所所在地と製造者の氏名又は名称を表示

栄養成分表示 1箱(100g)当り	
熱量	■ kcal
たんぱく質	★ g
脂質	◎ g
炭水化物	☆ g
ナトリウム	▲ mg
食塩相当量	▼ g

栄養成分表示は任意表示(栄養成分について強調表示をしていない場合)

食品表示法に基づく表示(例)

名称	焼菓子
原材料名	小麦粉、砂糖、ショートニング、加糖練乳、卵、食塩 / 膨張剤、乳化剤(大豆由来)、香料
内容量	100g
賞味期限	箱の◇◇に記載
保存方法	直射日光、高温多湿を避け保存
販売者	●●食品株式会社 島根県〇〇市〇〇 △番地

アレルギー表示は個別表示が原則
例外的に一括表示が可能
一括表示する場合は……
(一部に小麦・乳成分・卵・大豆を含む)

原材料と添加物は明確に区分

製造所 ■■製菓株式会社
島根県〇〇市△△ ○番地

同一製品を2つ以上の製造所で製造する場合のみ、製造所固有記号の使用が可能
それ以外は表示責任者(販売者)に接近して製造所を表示

栄養成分表示 1箱(100g)当り	
熱量	■ kcal
たんぱく質	★ g
脂質	◎ g
炭水化物	☆ g
食塩相当量	▼ g

栄養成分表示は義務
ナトリウムの表示から、食塩相当量の表示に変更